

各種事務事業以外の行政制度調整方針案

- (1) 基本的協議事項
 - 財産の取扱い…………… 1ページ
- (2) 合併特例法に規定されている協議事項
 - 地方税の取扱い…………… 2ページ
 - 農業委員会の取扱い…………… 8ページ
 - 一般職の職員の取扱い…………… 9ページ
- (3) その他の必要協議事項
 - 特別職の職員の取扱い…………… 11ページ
 - 行政機構及び組織の取扱い…………… 13ページ
 - 一部事務組合等の取扱い…………… 19ページ
 - 使用料・手数料の取扱い…………… 21ページ
 - 公共的団体等の取扱い…………… 33ページ
 - 各種団体への補助金・交付金の取扱い…………… 34ページ
 - 町字名の取扱い…………… 35ページ
 - 慣行の取扱い…………… 36ページ

財産の取扱い

調整方針案	新潟市	巻町
巻町の財産(権利及び義務を含む)及び公の施設は、全て新潟市に引き継ぐ。	<p>1 公有財産現在高(H15.3.31現在)</p> <p>(1)土地及び建物</p> <p>土地</p> <p>行政財産 8,556,640.04㎡</p> <p>普通財産 1,379,622.03㎡</p> <p>合計 9,936,262.07㎡</p> <p>建物</p> <p>行政財産 1,508,750.59㎡</p> <p>普通財産 32,360.34㎡</p> <p>合計 1,541,110.93㎡</p> <p>(2)物権</p> <p>区分地上権 2,396.05㎡</p> <p>(3)無体財産権</p> <p>著作権(新潟市史他) 35件</p> <p>(4)有価証券</p> <p>株券 1,008,821千円</p> <p>(5)出資による権利</p> <p>出資・出捐金 7,765,529.58千円</p> <p>2 基金残高(平成14年度決算) 36,285,349千円</p> <p>3 起債残高(平成14年度決算) 480,112,370千円</p> <p>4 債務負担行為現在高(平成15年度当初予算) 37,579,294千円</p>	<p>1 公有財産現在高(H15.3.31現在)</p> <p>(1)土地及び建物</p> <p>土地</p> <p>行政財産 542,412.36㎡</p> <p>普通財産 77,394.39㎡</p> <p>合計 619,806.75㎡</p> <p>建物</p> <p>行政財産 87,314.78㎡</p> <p>普通財産 419.76㎡</p> <p>合計 87,734.54㎡</p> <p>(2)物権</p> <p>区分地上権 該当なし</p> <p>温泉権 1箇所</p> <p>(3)無体財産権</p> <p>著作権 該当なし</p> <p>(4)有価証券</p> <p>株券 54,005千円</p> <p>(5)出資による権利</p> <p>出資・出捐金 29,920千円</p> <p>2 基金残高(平成14年度決算) 2,032,018千円</p> <p>3 起債残高(平成14年度決算) 11,603,022千円</p> <p>4 債務負担行為現在高(平成15年度当初予算) 1,317,621千円</p>

地方税の取扱い

個人市町村民税

調整方針案	新潟市	巻町														
<p>新潟市の制度に統一する。</p>	<p>1 納税義務者 (1) 市内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 (2) 1月1日現在, 市内に事務所, 事業所, 家屋敷を有する個人で, 市内に住所を有しない者 均等割</p> <p>2 均等割 (1) 税率 3,000円/年 (2) 非課税基準 (本人 + 扶養者数) × 315,000円 [扶養者がいる場合は198,000円加算]</p> <p>3 所得割 (1) 税率 標準税率</p> <table border="1" data-bbox="1142 1434 1730 1602"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準額</th> <th colspan="2">市民税</th> </tr> <tr> <th>税率</th> <th>速算控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え700万円以下</td> <td>8%</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える場合</td> <td>10%</td> <td>240,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非課税基準 (本人 + 扶養者数) × 350,000円 [扶養者がいる場合は350,000円加算]</p> <p>4 所得割の課税標準 前年中の総所得金額, 退職所得金額, 山林所得金額で所得税法第22条第2項又は第3項の計算の例によって算定する。</p> <p>5 納期 第1期 6月16日 ~ 6月30日 第2期 8月16日 ~ 8月31日 第3期 10月16日 ~ 10月31日 第4期 翌年1月16日 ~ 1月31日</p>	課税標準額	市民税		税率	速算控除額	200万円以下	3%	0円	200万円を超え700万円以下	8%	100,000円	700万円を超える場合	10%	240,000円	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 (1) 税率 3,000円/年 (2) 非課税基準 (本人 + 扶養者数) × 280,000円 [扶養者がいる場合は176,000円加算]</p> <p>3 所得割 新潟市と同じ</p> <p>4 所得割の課税標準 新潟市と同じ</p> <p>5 納期 新潟市と同じ</p>
課税標準額	市民税															
	税率	速算控除額														
200万円以下	3%	0円														
200万円を超え700万円以下	8%	100,000円														
700万円を超える場合	10%	240,000円														

法人市町村民税

調整方針案	新潟市	巻町																															
新潟市の制度に統一する。	<p>1 納税義務者</p> <p>(1) 市内に事務所又は事業所を有する法人 ... 均等割+法人税割</p> <p>(2) 市内に寮, 宿泊所, クラブ, その他これらに類する施設を有する法人で, 市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所, 事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの ... 均等割</p> <p>2 均等割 標準税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超～50億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>1,750千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超～10億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>400千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超～1億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>150千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>120千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 法人税割</p> <p>(1) 法人税額×14.7%</p> <p>(2) 課税の特例 資本等の金額が1千万円未満で, かつ法人税額が年210万円未満の法人 13.5%</p> <p>4 納期 事業年度終了の日の翌日から2カ月以内</p>	資本等の金額	従業者数	税率	50億円を超える法人	50人超	3,000千円	50人以下	410千円	10億円超～50億円以下の法人	50人超	1,750千円	50人以下	410千円	1億円超～10億円以下の法人	50人超	400千円	50人以下	160千円	1千万円超～1億円以下の法人	50人超	150千円	50人以下	130千円	1千万円以下の法人	50人超	120千円	50人以下	50千円	上記以外の法人等		50千円	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 均等割 新潟市と同じ</p> <p>3 法人税割</p> <p>(1) 法人税額×14.7%</p> <p>(2) 課税の特例 制度なし</p> <p>4 納期 新潟市と同じ</p>
資本等の金額	従業者数	税率																															
50億円を超える法人	50人超	3,000千円																															
	50人以下	410千円																															
10億円超～50億円以下の法人	50人超	1,750千円																															
	50人以下	410千円																															
1億円超～10億円以下の法人	50人超	400千円																															
	50人以下	160千円																															
1千万円超～1億円以下の法人	50人超	150千円																															
	50人以下	130千円																															
1千万円以下の法人	50人超	120千円																															
	50人以下	50千円																															
上記以外の法人等		50千円																															

固定資産税

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度に統一する。	<p>1 納税義務者 1月1日現在, 市内に所在する固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者</p> <p>2 課税標準</p> <p>(1) 1月1日現在における当該固定資産の価格</p> <p>(2) 課税標準の特例 国際観光ホテル整備法第3条又は第18条第1項により, 登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋のうち, 登録部分に課する課税標準を100分の50の額とする。</p> <p>3 税率</p> <p>(1) 1.4%(標準税率)</p> <p>(2) 税率の特例 都市再開発法第138条第1項の規定の適用を受ける耐火建築物に対する税率は, 新たに課されることとなった年度から5年間に限り3分の2とする。</p> <p>4 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p> <p>5 納期</p> <p>第1期 4月16日～4月30日 第2期 7月16日～7月31日 第3期 12月16日～12月28日 第4期 翌年2月16日～2月末日</p>	<p>1 納税義務者 新潟市と同じ</p> <p>2 課税標準</p> <p>(1) 1月1日現在における当該固定資産の価格</p> <p>(2) 課税標準の特例 制度なし</p> <p>3 税率</p> <p>(1) 1.4%(標準税率)</p> <p>(2) 税率の特例 制度なし</p> <p>4 免税点 新潟市と同じ</p> <p>5 納期</p> <p>第1期 4月16日～4月30日 第2期 7月16日～7月31日 第3期 12月16日～12月25日 第4期 翌年2月16日～2月末日</p>

軽自動車税

調整方針案	新潟市	巻町																																						
新潟市の制度に統一する。	<p>1 納税義務者</p> <p>軽自動車等(原動機付自転車,軽自動車,小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の所有者</p> <p>2 軽自動車税の非課税</p> <p>日本赤十字社が所有する救急用軽自動車等</p> <p>3 軽自動車税の免除</p> <p>商品であって,使用しない軽自動車等</p> <p>4 税率 別紙</p> <p>5 賦課期日及び納期</p> <p>(1) 賦課期日 4月1日</p> <p>(2) 納 期 5月16日~5月31日</p> <table border="1" data-bbox="1187 840 1765 1470"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>総排気量0.05リットル以下又は出力0.6キロワット以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪で総排気量0.09リットル以下又は出力0.8キロワット以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>二輪で総排気量0.09リットル超又は出力0.8キロワット超</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>三輪で総排気量0.02リットル超又は出力0.25キロワット超</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車及び小型特殊自動車</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>二輪のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車(四輪)</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪小型自動車</td> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		年税額	原動機付自転車	総排気量0.05リットル以下又は出力0.6キロワット以下	1,000円	二輪で総排気量0.09リットル以下又は出力0.8キロワット以下	1,200円	二輪で総排気量0.09リットル超又は出力0.8キロワット超	1,600円	三輪で総排気量0.02リットル超又は出力0.25キロワット超	2,500円	軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪のもの	2,400円	三輪のもの	3,100円	軽自動車(四輪)	乗用 営業用	5,500円	乗用 自家用	7,200円	貨物	営業用	3,000円	自家用	4,000円	雪上車	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	その他のもの	4,700円	二輪小型自動車		4,000円	<p>新潟市と同じ</p>
区 分		年税額																																						
原動機付自転車	総排気量0.05リットル以下又は出力0.6キロワット以下	1,000円																																						
	二輪で総排気量0.09リットル以下又は出力0.8キロワット以下	1,200円																																						
	二輪で総排気量0.09リットル超又は出力0.8キロワット超	1,600円																																						
	三輪で総排気量0.02リットル超又は出力0.25キロワット超	2,500円																																						
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪のもの	2,400円																																					
		三輪のもの	3,100円																																					
	軽自動車(四輪)	乗用 営業用	5,500円																																					
		乗用 自家用	7,200円																																					
	貨物	営業用	3,000円																																					
		自家用	4,000円																																					
	雪上車	2,400円																																						
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円																																						
	その他のもの	4,700円																																						
二輪小型自動車		4,000円																																						

市町村たばこ税

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度に統一する。	<p>1 納税義務者</p> <p>製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>2 税 率</p> <p>(1) 紙巻たばこ 1,000本につき…………… 2,977円</p> <p>(2) 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき……1,412円</p> <p>3 納 期</p> <p>前月中に小売販売業者に売り渡した製造たばこの課税標準数量、税額など記載した申告書を当月末日までに提出し、その税額を納付する。</p>	<p>新潟市と同じ</p>

鉱産税

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度を適用する。	<p>1 納税義務者</p> <p>鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課する。</p> <p>2 税 率</p> <p>鉱物の価格の1/100とする。ただし、1カ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下である場合は、その税率は、0.7/100とする。</p> <p>3 納 期</p> <p>前月中に掘採した鉱物の数量、価格、税額等を記載した申告書を当月15日から末日までに提出し、その税額を納付する。</p>	<p>制度なし</p>

特別土地保有税

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度に統一する。	<p>1 納税義務者</p> <p>土地の保有又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者</p> <p>2 課税標準</p> <p>土地の取得価額</p> <p>3 税率</p> <p>(1) 保有分1.4%</p> <p>(2) 取得分3.0%</p> <p>4 免税点</p> <p>5,000㎡</p> <p>5 申告納付</p> <p>(1) 保有分</p> <p>1月1日において、基準面積以上の土地所有者は、その年の5月31日</p> <p>(2) 取得分</p> <p>1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者は、その年の2月末日</p> <p>7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者は、その年の8月31日</p> <p>平成15年度より課税停止</p>	<p>新潟市と同じ</p> <p>平成15年度より課税停止</p>

入湯税

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度に統一する。	<p>1 納税義務者</p> <p>環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。</p> <p>2 税率</p> <p>入湯するもの1人1日について150円</p> <p>3 課税免除</p> <p>(1) 年齢12歳未満の者の入湯</p> <p>(2) 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯</p> <p>(3) 病気療養のための入湯で、10日以上引き続き入湯する場合における11日目以後の入湯</p> <p>(4) 新潟市老人福祉センター黒埼荘での入湯</p> <p>4 入湯税の徴収方法</p> <p>(1) 入湯税の徴収方法は、特別徴収の方法により、その特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。</p> <p>(2) 特別徴収義務者は、毎月15日までに前月中において徴収すべき入湯税を申告納入する。</p>	<p>1 納税義務者</p> <p>新潟市と同じ</p> <p>2 税率</p> <p>新潟市と同じ</p> <p>3 課税免除</p> <p>(1) 年齢12歳未満の者</p> <p>(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>(3) 病気療養のための入湯であって、10日以上引き続き入湯する場合における11日目以後の入湯</p> <p>4 入湯税の徴収方法</p> <p>新潟市と同じ</p>

事業所税

調整方針案	新潟市	巻町
<p>新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。</p>	<p>1 納税義務者 都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事務所又は事業所において法人若しくは個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に課する。</p> <p>2 課税標準 (1)資産割 …… 事業所用家屋の床面積 (2)従業者割 …… 従業者給与総額</p> <p>3 税率 (1)資産割 …… 1㎡あたり600円 (2)従業者割 …… 従業者給与総額の0.25%</p> <p>4 免税点 (1)資産割 …… 事業所用家屋の床面積 1,000㎡以下 (2)従業者割 …… 従業者の合計数 100人以下</p> <p>5 申告納付 (1)法人は、各事業年度終了の日から2カ月以内に申告納付 (2)個人は、その年の翌年3月15日までに申告納付</p> <p>事業所税は、道路、上・下水道、公園、教育文化施設などの整備にあてる目的税であり、都、指定都市(その周辺都市)及び人口30万人以上の都市で課税している。</p>	<p>制度なし</p>

都市計画税

調整方針案	新潟市	巻町
<p>新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く4年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。</p>	<p>1 納税義務者 都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 税率 0.28%</p> <p>3 納期 (固定資産税と同じ) 第1期 4月16日～4月30日 第2期 7月16日～7月31日 第3期 12月16日～12月28日 第4期 翌年2月16日～2月末日</p>	<p>制度なし</p>

農業委員会の取扱い

調整方針案	新潟市	巻町																																				
<p>農業委員会については、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用し、現在巻町に設置されている農業委員会は、現行のとおり存続する。 ただし、区域については、合併後の状況により新市全域で再編、見直しを図る。</p>	<p>農業委員会の構成</p> <p>新潟市農業委員会(定数) (H16.4.1現在)</p> <table border="1" data-bbox="1190 1234 1762 1415"> <thead> <tr> <th colspan="2">委員の構成</th> <th colspan="2">部会の構成</th> </tr> <tr> <th>構成</th> <th>委員数</th> <th>部会名</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙による委員</td> <td>30</td> <td>農地部会</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>農協・共済の推薦</td> <td>4</td> <td>農業振興部会</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>市議会からの推薦</td> <td>5</td> <td>農政部会</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39</td> <td>会長は部会には無所属</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>任期は、平成14年7月20日～平成17年7月19日</p>	委員の構成		部会の構成		構成	委員数	部会名	委員数	選挙による委員	30	農地部会	18	農協・共済の推薦	4	農業振興部会	17	市議会からの推薦	5	農政部会	16	計	39	会長は部会には無所属		<p>農業委員会の構成</p> <p>巻町農業委員会(定数) (H16.8.10現在)</p> <table border="1" data-bbox="2021 1234 2466 1415"> <thead> <tr> <th colspan="2">委員の構成</th> </tr> <tr> <th>構成</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙による委員</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>農協・共済の推薦</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>町議会からの推薦</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期は、平成16年8月10日～平成19年8月9日</p>	委員の構成		構成	委員数	選挙による委員	19	農協・共済の推薦	2	町議会からの推薦	2	計	23
委員の構成		部会の構成																																				
構成	委員数	部会名	委員数																																			
選挙による委員	30	農地部会	18																																			
農協・共済の推薦	4	農業振興部会	17																																			
市議会からの推薦	5	農政部会	16																																			
計	39	会長は部会には無所属																																				
委員の構成																																						
構成	委員数																																					
選挙による委員	19																																					
農協・共済の推薦	2																																					
町議会からの推薦	2																																					
計	23																																					

一般職の職員の取扱い

調整方針案	新潟市	巻町																																																																																																																																																												
<p>(1) 巻町の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は、全て新潟市の職員として引き継ぐ。</p> <p>(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。</p>	<p>職員数 (H16. 4. 1現在)</p> <table border="1" data-bbox="1184 1020 1762 1583"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">新潟市</th> </tr> <tr> <th>部 局 名</th> <th></th> <th>定 数(人)</th> <th>職 員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局</td> <td></td> <td>3,695</td> <td>3,537</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民病院以外</td> <td>2,917</td> <td>2,780</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民病院</td> <td>778</td> <td>757</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td></td> <td>28</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td></td> <td>12</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td></td> <td>16</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td></td> <td>29</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td></td> <td>926</td> <td>792</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務局職員</td> <td>738</td> <td>632</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教職員</td> <td>188</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td></td> <td>532</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td>水道局</td> <td></td> <td>293</td> <td>281</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>5,531</td> <td>5,198</td> </tr> </tbody> </table> <p>職階制 (H16. 4. 1現在)</p> <table border="1" data-bbox="1184 1625 1762 1770"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 数</th> <th>区 分</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局 長 級</td> <td>6</td> <td>補 佐 級</td> <td>567</td> </tr> <tr> <td>部 長 級</td> <td>37</td> <td>係 長 級</td> <td>1,703</td> </tr> <tr> <td>次 長 級</td> <td>71</td> <td>その他職員</td> <td>2,558</td> </tr> <tr> <td>課 長 級</td> <td>255</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【定数条例上で定数外とされている職員】</p> <p>制度なし</p>			新潟市		部 局 名		定 数(人)	職 員数(人)	市長部局		3,695	3,537		市民病院以外	2,917	2,780		市民病院	778	757	議会事務局		28	23	選挙管理委員会		12	11	監査委員事務局		16	12	農業委員会事務局		29	16	教育委員会		926	792		事務局職員	738	632		教職員	188	160	消防局		532	526	水道局		293	281	合 計		5,531	5,198	区 分	人 数	区 分	人 数	局 長 級	6	補 佐 級	567	部 長 級	37	係 長 級	1,703	次 長 級	71	その他職員	2,558	課 長 級	255			<p>職員数 (H16. 4. 1現在)</p> <table border="1" data-bbox="2039 1020 2617 1583"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">巻町</th> </tr> <tr> <th>部 局 名</th> <th></th> <th>定 数(人)</th> <th>職 員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長部局</td> <td></td> <td>427</td> <td>344</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町立病院以外</td> <td>224</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町立病院</td> <td>203</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td></td> <td>4</td> <td>(4)</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td></td> <td>9</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td></td> <td>55</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務局職員</td> <td>55</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教職員</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>水道事業</td> <td></td> <td>20</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>519</td> <td>406</td> </tr> </tbody> </table> <p>職階制 (H16. 4. 1現在)</p> <table border="1" data-bbox="2039 1625 2617 1770"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 数</th> <th>区 分</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局 長 級</td> <td></td> <td>補 佐 級</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>部 長 級</td> <td></td> <td>係 長 級</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>次 長 級</td> <td></td> <td>その他職員</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>課 長 級</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【定数条例上で定数外とされている職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休職中の職員及び復権を命ぜられてから6月に満たない職員 ・結核性疾患のため休養中の職員及び出勤を許可されてから6月に満たない職員 			巻町		部 局 名		定 数(人)	職 員数(人)	町長部局		427	344		町立病院以外	224	205		町立病院	203	139	議会事務局		4	4	選挙管理委員会				監査委員事務局		4	(4)	農業委員会事務局		9	4	教育委員会		55	43		事務局職員	55	43		教職員	0	0	水道事業		20	11	合 計		519	406	区 分	人 数	区 分	人 数	局 長 級		補 佐 級	24	部 長 級		係 長 級	52	次 長 級		その他職員	298	課 長 級	32		
		新潟市																																																																																																																																																												
部 局 名		定 数(人)	職 員数(人)																																																																																																																																																											
市長部局		3,695	3,537																																																																																																																																																											
	市民病院以外	2,917	2,780																																																																																																																																																											
	市民病院	778	757																																																																																																																																																											
議会事務局		28	23																																																																																																																																																											
選挙管理委員会		12	11																																																																																																																																																											
監査委員事務局		16	12																																																																																																																																																											
農業委員会事務局		29	16																																																																																																																																																											
教育委員会		926	792																																																																																																																																																											
	事務局職員	738	632																																																																																																																																																											
	教職員	188	160																																																																																																																																																											
消防局		532	526																																																																																																																																																											
水道局		293	281																																																																																																																																																											
合 計		5,531	5,198																																																																																																																																																											
区 分	人 数	区 分	人 数																																																																																																																																																											
局 長 級	6	補 佐 級	567																																																																																																																																																											
部 長 級	37	係 長 級	1,703																																																																																																																																																											
次 長 級	71	その他職員	2,558																																																																																																																																																											
課 長 級	255																																																																																																																																																													
		巻町																																																																																																																																																												
部 局 名		定 数(人)	職 員数(人)																																																																																																																																																											
町長部局		427	344																																																																																																																																																											
	町立病院以外	224	205																																																																																																																																																											
	町立病院	203	139																																																																																																																																																											
議会事務局		4	4																																																																																																																																																											
選挙管理委員会																																																																																																																																																														
監査委員事務局		4	(4)																																																																																																																																																											
農業委員会事務局		9	4																																																																																																																																																											
教育委員会		55	43																																																																																																																																																											
	事務局職員	55	43																																																																																																																																																											
	教職員	0	0																																																																																																																																																											
水道事業		20	11																																																																																																																																																											
合 計		519	406																																																																																																																																																											
区 分	人 数	区 分	人 数																																																																																																																																																											
局 長 級		補 佐 級	24																																																																																																																																																											
部 長 級		係 長 級	52																																																																																																																																																											
次 長 級		その他職員	298																																																																																																																																																											
課 長 級	32																																																																																																																																																													

調整方針案	新潟市	巻町
	<p>1 俸給及び給料表の種類 (1) 9種類 一般俸給表, 医療職俸給表(1), (2), (3) 消防職俸給表, 教育職俸給表(1), (2) 企業職員給料表, 准職員俸給表</p> <p>2 俸給及び給料 (1) 一般職俸給表 11級 (国と同じ) (2) 職員1人当たり給与 (H15.4.1現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般行政職 平均給料月額 363,459 円 平均給与月額 388,774 円 平均年齢 42才 6月 ・ 技能労務職 平均給料月額 344,312 円 平均給与月額 366,204 円 平均年齢 44才 2月 ・ 水道企業職 平均給料月額 366,806 円 平均給与月額 395,767 円 平均年齢 42才 7月 <p>(注) ・扶養, 通勤, 住居手当 + 給料月額 = 給与月額 ・平成15年度給与実態調査表より</p>	<p>1 俸給及び給料表の種類 (1) 5種類 行政職給料表 技能労務職給料表 医療職給料表(1), (2), (3)</p> <p>2 俸給及び給料 (1) 行政職給料表 8級 (国と同じ) (2) 職員1人当たり給与 (H15.4.1現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般行政職 平均給料月額 342,561 円 平均給与月額 355,768 円 平均年齢 43才 9月 ・ 技能労務職 平均給料月額 292,892 円 平均給与月額 305,811 円 平均年齢 45才 11月 ・ 水道企業職 平均給料月額 355,846 円 平均給与月額 373,827 円 平均年齢 47才 3月 <p>(注) ・扶養, 通勤, 住居手当 + 給料月額 = 給与月額 ・平成15年度給与実態調査表より</p>

特別職の職員の取扱い

三役及び教育長の身分の取扱い

調整方針案	新潟市	巻町
<p>巻町の三役及び教育長は失職とする。 なお、巻町長は、原則として地域審議会の委員とするが、その具体的な取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。 また、巻町の助役、収入役及び教育長の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。</p>	<p>三役及び教育長 (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>市 長 助 役(2) 収入役 教育長</p>	<p>三役及び教育長 (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>町 長 助 役 収入役 教育長</p> <p>平成16年4月1日現在、助役及び収入役は空席</p>

行政委員会及び監査委員並びにその委員の身分の取扱い

調整方針案	新潟市	巻町																																																																												
巻町に置かれている行政委員会及び監査委員は廃止し、その委員は失職とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職 名</th> <th>委員の数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">監査委員</td> <td>代表監査委員</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公平委員会</td> <td>委員長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定資産評価審査委員会</td> <td>委員長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	職 名		委員の数(人)	教育委員会	委員長	1	委員	4	計	5	選挙管理委員会	委員長	1	委員	3	計	4	監査委員	代表監査委員	1	委員	3	計	4	公平委員会	委員長	1	委員	2	計	3	固定資産評価審査委員会	委員長	1	委員	2	計	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職 名</th> <th>委員の数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">監査委員</td> <td>代表監査委員</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公平委員会</td> <td>委員長</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定資産評価審査委員会</td> <td>委員長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	職 名		委員の数(人)	教育委員会	委員長	1	委員	4	計	5	選挙管理委員会	委員長	1	委員	3	計	4	監査委員	代表監査委員	1	委員	1	計	2	公平委員会	委員長	0	委員	0	計	0	固定資産評価審査委員会	委員長	1	委員	2	計	3
		職 名		委員の数(人)																																																																										
		教育委員会	委員長	1																																																																										
			委員	4																																																																										
			計	5																																																																										
		選挙管理委員会	委員長	1																																																																										
			委員	3																																																																										
			計	4																																																																										
		監査委員	代表監査委員	1																																																																										
			委員	3																																																																										
			計	4																																																																										
		公平委員会	委員長	1																																																																										
			委員	2																																																																										
			計	3																																																																										
		固定資産評価審査委員会	委員長	1																																																																										
委員	2																																																																													
計	3																																																																													
職 名		委員の数(人)																																																																												
教育委員会	委員長	1																																																																												
	委員	4																																																																												
	計	5																																																																												
選挙管理委員会	委員長	1																																																																												
	委員	3																																																																												
	計	4																																																																												
監査委員	代表監査委員	1																																																																												
	委員	1																																																																												
	計	2																																																																												
公平委員会	委員長	0																																																																												
	委員	0																																																																												
	計	0																																																																												
固定資産評価審査委員会	委員長	1																																																																												
	委員	2																																																																												
	計	3																																																																												

行政機構及び組織の取扱い

巻町役場及び行政機構の取扱い

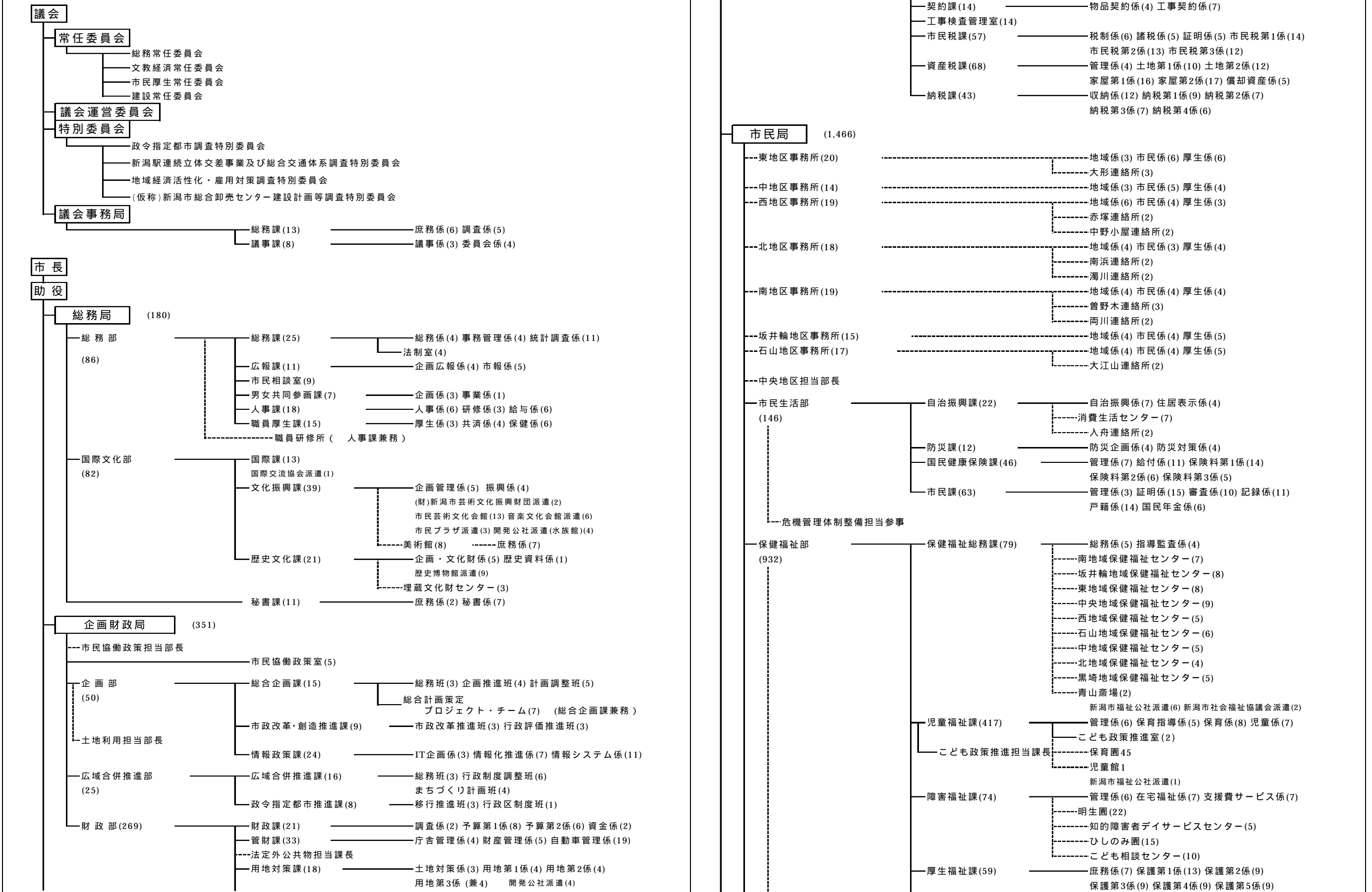
調整方針案

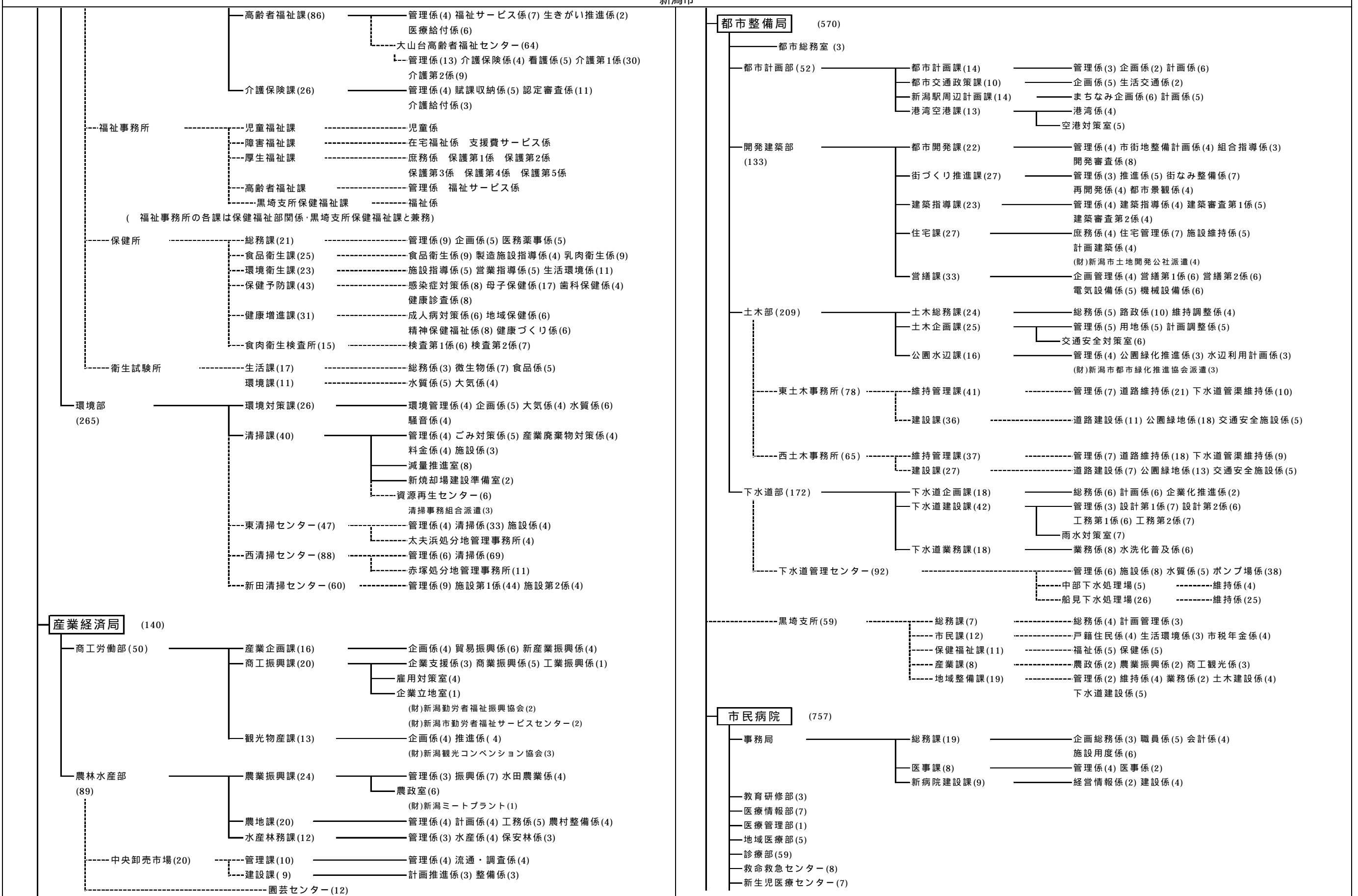
合併前の行政サービス水準を確保するため、巻町役場は、合併時に地方自治法上の支所とする。
ただし、(1) 支所については、現行の組織機能を考慮した組織体制とする。
(2) 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後の状況により再編、見直しを図る。
(3) 住民生活に直接影響を与えない管理部門は、早期に統合する。

附属機関の取扱い

調整方針案

巻町に置かれている附属機関は、廃止する。ただし、必要により巻町の実情に応じた適切な措置を講ずる。
また、合併後の附属機関の委員構成については、必要により巻町の実情に応じた適切な措置を講ずる。

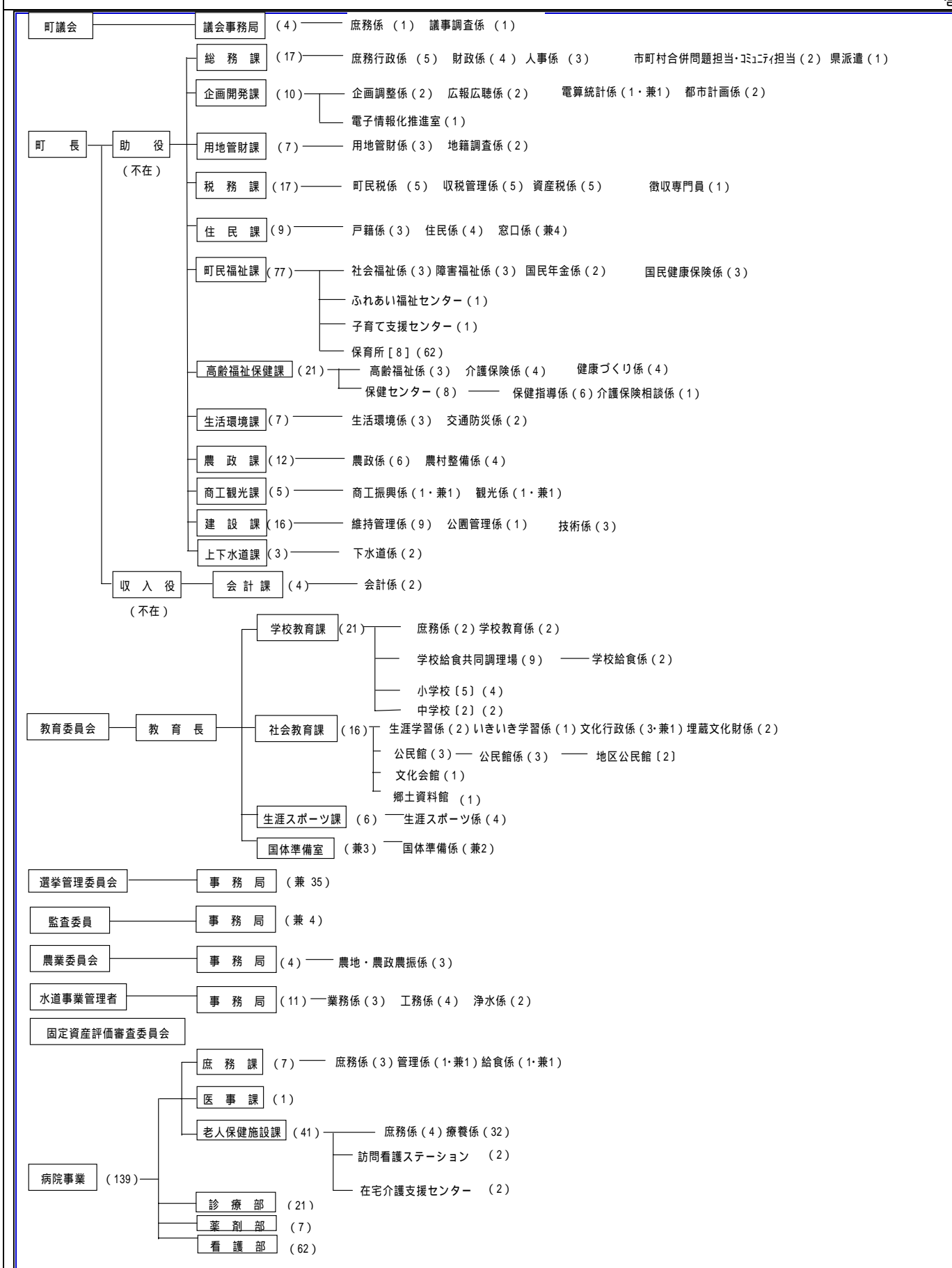




組織図・機構図

新潟市





附属機関

新潟市	巻町
<ul style="list-style-type: none"> 1.新潟市情報公開・個人情報保護審査会 1-2.新潟市情報公開制度運営審議会 1-3.新潟市個人情報保護審議会 2.新潟市特別職報酬等審議会 3.新潟市表彰審査会 4.該当なし 5.該当なし 6.新潟市文化財保護審議会 7.新潟市総合計画審議会 8.新潟市防災会議 9.新潟市国民健康保険運営協議会 10.新潟市民生委員推薦会 11.新潟市介護認定審査会 12.新潟市環境審議会 13.新潟市清掃審議会 14.該当なし 15.該当なし 16.該当なし 17.新潟市都市計画審議会 18.該当なし 19.該当なし 20.該当なし 21.新潟市黒埼学校給食センター運営委員会 22.新潟市社会教育委員 23.新潟市公民館運営審議会 24.新潟市青少年問題協議会 25.新潟市スポーツ振興審議会 26.新潟市病院事業運営審議会 	<ul style="list-style-type: none"> 1.巻町行政情報公開等審査会 2.巻町特別職報酬等審議会 3.巻町褒賞審議委員会 4.巻町文化会館運営委員会 5.巻町郷土資料館運営協議会 6.巻町文化財調査審議会 7.巻町総合計画審議会 8.巻町防災会議 9.巻町国民健康保険運営協議会 10.巻町民生委員推薦会 11.巻町介護認定審査会 12.巻町自然環境保全審議会 13.巻町廃棄物減量等推進審議会 14.巻町融資委員会 15.巻町露店市場管理運営委員会 16.巻町国土調査推進委員会 17.巻町都市計画審議会 18.巻町学校施設整備審議会 19.巻町立視聴覚ライブラリー運営委員会 20.巻町立理科教育センター運営委員会 21.巻町学校給食運営委員会 22.巻町社会教育委員 23.巻町公民館運営審議会 24.巻町青少年問題協議会 25.巻町スポーツ振興審議会 26.巻町病院事業運営委員会

一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の名称	構成市町村等			調整方針案
	新潟市	巻町	その他	
新潟県市町村総合事務組合			県内市町村・一部事務組合	巻町は合併の前日の終了をもって脱退する。 なお、消防団員の公償等に関する事務、交通災害共済に関する事務並びに新潟県自治会館の設置及び管理運営に関する事務については、新潟市は継続加入する。 また、その他の共同事務については、新潟市の制度に統一する。
巻町・西川町上水道原水供給企業団			西川町	合併の前日の終了をもって解散し、財産及び事務は、全て新潟市に引き継ぐ。
西蒲原福祉事務組合			岩室村ほか	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承の上、継続加入する。 また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。
三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合			三条市ほか	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承の上、継続加入する。 また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。
巻町外三ヶ町村衛生組合			西川町ほか	合併の前日の終了をもって解散し、財産、事務及び職員は、全て新潟市に引き継ぐ。 なお、職員の取扱いは、一般職の職員の取扱いに準ずる。
巻・西川・潟東消防事務組合			西川町ほか	(平成17年3月20日の終了をもって解散の予定)
新潟県市町村職員共済組合	()		県内市町村・一部事務組合(新潟市はH17.3.21加入予定)	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
地方公務員災害補償基金			全国都道府県・市町村・一部事務組合	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新潟地域広域市町村圏協議会			新津市ほか	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
西蒲地或土地開発公社			西川町ほか	合併の前日の終了をもって解散し、財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。
新潟県国民健康保険団体連合会			県内市町村・一部事務組合	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
西蒲原郡予防保健健康被害調査委員会			岩室村ほか	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
町村議会議員共済会			全国町村	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
新潟地区消防応援協議会			新津市ほか	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
南部地区消防応援協議会			燕市ほか	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。
西蒲・燕地区視聴覚教育協議会			燕市ほか	巻町は合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。

一部事務組合

新潟市	巻町
<ol style="list-style-type: none"> 1. 新潟県市町村総合事務組合 2. 新潟東巻地或水道用水供給企業団 2 - 2. 新潟東巻地或水道企業団 3. 西蒲原福祉事務組合 4. 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合 5. 新潟地区広域清掃事務組合 6. 該当なし 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新潟県市町村総合事務組合 2. 巻町・西川町上水道原水供給企業団 3. 西蒲原福祉事務組合 4. 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合 5. 巻町外三ヶ町村衛生組合 6. 巻・西川・潟東消防事務組合

法定協議会等

新潟市	巻町
<ol style="list-style-type: none"> 1. 新潟県市町村職員共済組合(H17.3.21加入) 2. 地方公務員災害補償基金 3. 新潟地或広域市町村圏協議会 4. 該当なし(新潟市土地開発公社で対応) 5. 新潟県国民健康保険団体連合会 6. 該当なし(新潟市予防接種健康被害調査委員会に対応) 7. 市議会議員共済会 8. 新潟地区消防応援協議会 8 - 2. 中ノ口沿線消防応援協議会 9. 該当なし(視聴覚センターで対応) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新潟県市町村職員共済組合 2. 地方公務員災害補償基金 3. 新潟地或広域市町村圏協議会 4. 西蒲地或土地開発公社 5. 新潟県国民健康保険団体連合会 6. 西蒲原郡予防接種健康被害調査委員会 7. 町村議会議員共済会 8. 新潟地区消防応援協議会 8 - 2. 南部地区消防応援協議会 9. 西蒲・燕地区視聴覚教育協議会

使用料・手数料の取扱い

調整方針案

合併時に制度の統一が可能なものは、新潟市の制度に統一する。
ただし、内容等に著しい差異があり、直ちに統一できないものは、当分の間、現行のとおりとし、合併後検討する。

税務関係手数料

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度に統一する。	<p>1 税務関係手数料</p> <p>土地・家屋に関する証明手数料 1筆又は1棟につき 300円</p> <p>名寄帳の閲覧手数料 土地, 家屋, 償却資産それぞれにつき 300円</p> <p>土地・家屋調書の閲覧手数料 1冊につき 300円</p> <p>公図副本の閲覧手数料 1冊につき 300円</p> <p>公図副本の複写実費 1枚につき 10円</p> <p>住宅用家屋証明申請手数料 1件につき 1,300円</p> <p>納税証明書交付手数料 1件につき 300円</p> <p>その他証明手数料 1件につき 300円</p>	<p>1 税務関係手数料</p> <p>土地・家屋に関する証明手数料 1件につき 300円 (土地5筆又は家屋5棟をもって1件とする。)</p> <p>名寄帳の閲覧手数料 1名義人につき 300円</p> <p>土地・家屋調書の閲覧手数料 調書の閲覧制度なし</p> <p>公図副本の閲覧手数料 1件につき 300円</p> <p>公図副本の複写実費 なし</p> <p>住宅用家屋証明申請手数料 1件につき 1,300円</p> <p>納税証明書交付手数料 1件につき 300円</p> <p>その他証明手数料 1件につき 300円</p>

戸籍・住民基本台帳関係手数料

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度に統一する。	<p>1 手数料の額</p> <p>印鑑登録証明書交付手数料 1通 300円</p> <p>印鑑手帳交付手数料(紛失及び改印) 1通 400円</p> <p>住民票関係閲覧手数料 1世帯 300円 (住民票補助台帳の閲覧の場合) 1冊 3,000円</p> <p>住民票関係写し交付手数料 1通 300円</p> <p>住民票関係記載事項証明手数料 1通 300円</p> <p>身分証明書交付手数料 1通 300円</p> <p>戸籍謄本・抄本交付手数料 1通 450円</p> <p>除籍謄本・抄本交付手数料 1通 750円</p> <p>戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 1通 350円 (上質紙の場合) 1通 1,400円</p> <p>戸籍記載事項証明手数料 1件 350円</p> <p>外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 1通 300円</p> <p>その他証明手数料 1件 300円</p> <p>公的年金現況届 無料</p>	<p>1 手数料の額</p> <p>印鑑登録証明書交付手数料 1通 300円</p> <p>印鑑登録証手数料(紛失及び改印) 1通 400円</p> <p>住民票関係閲覧手数料 1人 300円 (住民票補助台帳の閲覧の場合) 制度なし</p> <p>住民票関係写し交付手数料 1枚 300円</p> <p>住民票関係記載事項証明手数料 1通 300円</p> <p>身分証明書交付手数料 1通 300円</p> <p>戸籍謄本・抄本交付手数料 1通 450円</p> <p>除籍謄本・抄本交付手数料 1通 750円</p> <p>戸籍届出・申請の受理証明書交付手数料 1通 350円 (上質紙の場合) 1通 1,400円</p> <p>戸籍記載事項証明手数料 1件 350円</p> <p>外国人登録原票記載事項証明書交付手数料 1通 300円</p> <p>その他証明手数料 1件 300円</p> <p>公的年金現況届 無料</p>

狂犬病予防関係手数料

調整方針案	新潟市	巻町										
新潟市の制度に統一する。	<p>犬の登録と狂犬病予防注射手数料</p> <table border="1" data-bbox="1202 289 1751 514"> <thead> <tr> <th>手数料区分</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済票交付</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>鑑札再交付</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済票再交付</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table>	手数料区分	金額(円)	登録	3,000	狂犬病予防注射済票交付	550	鑑札再交付	1,600	狂犬病予防注射済票再交付	340	<p>犬の登録と狂犬病予防注射手数料</p> <p>新潟市と同じ</p>
手数料区分	金額(円)											
登録	3,000											
狂犬病予防注射済票交付	550											
鑑札再交付	1,600											
狂犬病予防注射済票再交付	340											

鳥獣飼養登録票関係手数料

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度に統一する。	<p>手数料条例における鳥獣飼養登録票の交付手数料等</p> <p>交付手数料 1羽又は1頭につき3,400円 更新手数料 1羽又は1頭につき3,400円 再交付手数料 1羽又は1頭につき3,400円</p>	<p>手数料条例における鳥獣飼養登録票の交付手数料等</p> <p>新潟市と同じ</p>

一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)

調整方針案	新潟市	巻町																																										
<p>当分の間、現行のとおりとする。 ただし、各市町の状況を尊重しながら、新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める。</p>	<p>1 手数料 (1)動物の死体 1体 2,200円 (2)上記以外の一般廃棄物 1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 無料 1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 月額8,000円 1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 月額13,400円 自己搬入の場合 10kgまでごとにつき 120円</p> <p>2 請求 前2ヶ月分を偶数月に納入通知書を発行して請求</p> <p>3 納入方法 (1)窓口納付 郵送された納入通知書を金融機関等で納付 (2)口座振替納付 納入義務者が口座振替納付の委託をした金融機関の預金口座から振替納付 (3)自治会(町内会)納付 自治会(町内会)に収納事務を委託した者が徴収し市に納付 (4)現金納付 自己搬入ごみは搬入施設で現金納付</p> <p>4 納期 第1期 4月末日 第2期 6月末日 第3期 8月末日 第4期 10月末日 第5期 1月4日 第6期 2月末日</p>	<p>巻町外三ヶ町村衛生組合(関係町村:巻町,岩室村,湯東村,西川町)で共同処理する。</p> <p>1 手数料 (1)動物の死体 業者を紹介 (2)上記以外の一般廃棄物(有料指定袋制・別表1のとおり) 1日平均排出量 10kg未満(ステーション利用) 制度なし 1日平均排出量 10kg以上20kg未満(ステーション利用) 制度なし 1日平均排出量 20kg以上30kg未満(ステーション利用) 制度なし 自己搬入の場合(家庭系で1トン以上)(事業系) 別紙2のとおり</p> <p>2 請求 粗大ごみは申し込み後、納入通知書で請求、事業系ごみは搬入時に請求</p> <p>3 納入方法 粗大ごみは納入通知書で金融機関または役場出納室で納付 事業系ごみ及び自己搬入(家庭系で1トン以上)は搬入施設で現金納付</p> <p>4 納期 ごみ有料指定袋は購入時、粗大ごみは引取日まで</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="1938 1031 2718 1346"> <thead> <tr> <th>処理区分</th> <th>手数料</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通ごみ (収集・運搬)指定袋 を使う場合</td> <td>指定袋 大1枚につき30円</td> <td>容量 30リットル</td> </tr> <tr> <td>指定袋 小1枚につき20円</td> <td>容量 15リットル</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ (収集・運搬)指定シールを使う場合</td> <td>指定シール1枚につき500円</td> <td>縦、横、高さのいずれかの長さが50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>処理施設へ直接搬入</td> <td>指定袋及び指定シールは不要</td> <td>処理手数料は表2のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="1938 1472 2718 1814"> <thead> <tr> <th colspan="2">家庭系</th> <th colspan="2">事業系</th> </tr> <tr> <th>重量</th> <th>料金</th> <th>重量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1,000kg未満</td> <td rowspan="4">無料</td> <td>30kg未満</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>30kg以上 100kg未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>100kg以上 300kg未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>300kg以上 500kg未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>500kg以上 1,000kg未満</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000kg以上 1,500kg未満</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">以後500kg増す毎に</td> <td rowspan="2">500円</td> </tr> <tr> <td>以後500kg増す毎に</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	処理区分	手数料	説明	普通ごみ (収集・運搬)指定袋 を使う場合	指定袋 大1枚につき30円	容量 30リットル	指定袋 小1枚につき20円	容量 15リットル	粗大ごみ (収集・運搬)指定シールを使う場合	指定シール1枚につき500円	縦、横、高さのいずれかの長さが50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの	処理施設へ直接搬入	指定袋及び指定シールは不要	処理手数料は表2のとおり	家庭系		事業系		重量	料金	重量	料金	1,000kg未満	無料	30kg未満	無料	30kg以上 100kg未満	100円	100kg以上 300kg未満	300円	300kg以上 500kg未満	500円	500kg以上 1,000kg未満	1,000円			1,000kg以上 1,500kg未満	1,000円	以後500kg増す毎に	500円	以後500kg増す毎に	500円
処理区分	手数料	説明																																										
普通ごみ (収集・運搬)指定袋 を使う場合	指定袋 大1枚につき30円	容量 30リットル																																										
	指定袋 小1枚につき20円	容量 15リットル																																										
粗大ごみ (収集・運搬)指定シールを使う場合	指定シール1枚につき500円	縦、横、高さのいずれかの長さが50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの																																										
処理施設へ直接搬入	指定袋及び指定シールは不要	処理手数料は表2のとおり																																										
家庭系		事業系																																										
重量	料金	重量	料金																																									
1,000kg未満	無料	30kg未満	無料																																									
		30kg以上 100kg未満	100円																																									
		100kg以上 300kg未満	300円																																									
		300kg以上 500kg未満	500円																																									
500kg以上 1,000kg未満	1,000円																																											
1,000kg以上 1,500kg未満	1,000円	以後500kg増す毎に	500円																																									
以後500kg増す毎に	500円																																											

出店許可証交付手数料

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度を適用する。	<p>出店許可証交付手数料</p> <p>定期露店出店許可証交付手数料 1通 300 円</p> <p>定期露店出店許可証再交付手数料 1通 300 円</p>	制度なし

農地関係手数料

調整方針案	新潟市	巻町
新潟市の制度に統一する。	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明書交付手数料 1通につき 300円</p> <p>・ 筆数にかかわらず申請1件につき 300円を徴収</p> <p>農用地に関する証明 農業経営基盤強化促進法に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明 ・ 譲渡所得の特別控除に係る土地等についての証明 ・ 買換え(交換)の場合の譲渡所得の課税の特例に係る土地等の買換え(交換)についての証明 ・ 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明 ・ 不動産取得税の課税標準の特例措置に係る土地についての証明</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <p>・ 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書を含む) 1通につき 300円</p> <p>・ 農地に関する確認書交付手数料 1通につき 400円</p> <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無 料</p>	<p>1 農地関係手数料</p> <p>(1) 農地に関する証明書交付手数料 無料</p> <p>証明書の種類は新潟市と同じ</p> <p>2 農業委員会証明書交付手数料</p> <p>・ 農地に関する証明書交付手数料 (農業経営証明書を含む) 無 料</p> <p>・ 農地に関する確認書交付手数料 無 料</p> <p>3 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記嘱託手数料 無 料</p>

斎場使用料

調整方針案	新潟市	巻町																																																																	
新潟市の制度に統一する。 ただし、火葬場以外の使用料については、当分の間、現行のとおりとする	<p>1 斎場・火葬場</p> <p>・青山斎場</p> <p>2 斎場使用料金</p> <p style="text-align: right;">(H16.4.1現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料金(円)</th> </tr> <tr> <th>市内居住者</th> <th>市外居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">火葬場</td> <td>12歳以上の者の死体</td> <td>無 料</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>12歳未満の者の死体</td> <td>無 料</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>死産児の死体</td> <td>無 料</td> <td>9,300</td> </tr> <tr> <td>死体の組織及び臓器</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">式場</td> <td>通夜</td> <td>16,500</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>告別式</td> <td>16,500</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>通夜から告別式</td> <td>33,000</td> <td>56,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用料金(円)		市内居住者	市外居住者	火葬場	12歳以上の者の死体	無 料	28,000	12歳未満の者の死体	無 料	14,000	死産児の死体	無 料	9,300	死体の組織及び臓器	2,500	5,000	式場	通夜	16,500	28,000	告別式	16,500	28,000	通夜から告別式	33,000	56,000	<p>1 斎場・火葬場</p> <p>・巻町外三ヶ町村衛生組合斎場 妙有院</p> <p>2 斎場使用料金</p> <p style="text-align: right;">(H16.4.1現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使用料金(円)</th> </tr> <tr> <th>管 内</th> <th>管 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火 葬</td> <td>14歳以上</td> <td>1 体</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>14歳未満</td> <td>"</td> <td>3,500</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>死 胎</td> <td>"</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>休憩室</td> <td colspan="2">特別使用料に限り2時間以上</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">手数料金(円)</th> </tr> <tr> <th>管 内</th> <th>管 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚 物</td> <td>人体の一部、寝具等</td> <td>1 個</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>巻町外三ヶ町村衛生組合(関係町村:巻町、岩室村、湯東村、西川町)で共同処理する。</p>	種 類	区 分	単 位	使用料金(円)		管 内	管 外	火 葬	14歳以上	1 体	5,000	10,000	14歳未満	"	3,500	7,000	死 胎	"	3,000	6,000	休憩室	特別使用料に限り2時間以上		1,500	3,000	種 類	区 分	単 位	手数料金(円)		管 内	管 外	汚 物	人体の一部、寝具等	1 個	1,500	3,000
区 分	使用料金(円)																																																																		
	市内居住者	市外居住者																																																																	
火葬場	12歳以上の者の死体	無 料	28,000																																																																
	12歳未満の者の死体	無 料	14,000																																																																
	死産児の死体	無 料	9,300																																																																
	死体の組織及び臓器	2,500	5,000																																																																
式場	通夜	16,500	28,000																																																																
	告別式	16,500	28,000																																																																
	通夜から告別式	33,000	56,000																																																																
種 類	区 分	単 位	使用料金(円)																																																																
			管 内	管 外																																																															
火 葬	14歳以上	1 体	5,000	10,000																																																															
	14歳未満	"	3,500	7,000																																																															
	死 胎	"	3,000	6,000																																																															
休憩室	特別使用料に限り2時間以上		1,500	3,000																																																															
種 類	区 分	単 位	手数料金(円)																																																																
			管 内	管 外																																																															
汚 物	人体の一部、寝具等	1 個	1,500	3,000																																																															

老人福祉センター使用料

調整方針案	新潟市	巻町										
新潟市の制度を適用する。	<p>老人福祉センター使用料(黒埼荘)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 市内60歳以上の方 ・ 市内身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び、精神障害者保健福祉手帳所持者 ・ 市内第1種身体障害者、第1種知的障害者、精神障害者障害等級1級の方1人につき、1人の介助者</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>その他の方 (60歳未満の市民)</td> <td>大 人1人 250 円 小中学生 1人 120 円</td> </tr> <tr> <td>市外の方</td> <td>大 人1人 450 円 小中学生 1人 120 円</td> </tr> <tr> <td>個室(和室)</td> <td>1室 1,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用料	・ 市内60歳以上の方 ・ 市内身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び、精神障害者保健福祉手帳所持者 ・ 市内第1種身体障害者、第1種知的障害者、精神障害者障害等級1級の方1人につき、1人の介助者	無 料	その他の方 (60歳未満の市民)	大 人1人 250 円 小中学生 1人 120 円	市外の方	大 人1人 450 円 小中学生 1人 120 円	個室(和室)	1室 1,500 円	制度なし
区 分	使用料											
・ 市内60歳以上の方 ・ 市内身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び、精神障害者保健福祉手帳所持者 ・ 市内第1種身体障害者、第1種知的障害者、精神障害者障害等級1級の方1人につき、1人の介助者	無 料											
その他の方 (60歳未満の市民)	大 人1人 250 円 小中学生 1人 120 円											
市外の方	大 人1人 450 円 小中学生 1人 120 円											
個室(和室)	1室 1,500 円											

露店市場出店料(常置露店)

調整方針案	新潟市	巻町																						
新潟市の制度を適用する。	<p>常置露店</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市場の名称</th> <th rowspan="2">開設区域</th> <th rowspan="2">開設日時</th> <th colspan="2">出店料の額 (間口 2m につき)</th> </tr> <tr> <th>月額</th> <th>臨時の出店者 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本町市場</td> <td>本町通5番町, 6番町</td> <td>毎日 午前8時から 午後5時まで</td> <td>1,000円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>本町下市場</td> <td>本町通12番町, 13番町</td> <td>毎日 午前8時から 午後5時まで</td> <td>1,000円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>山の下市場</td> <td>山の下町2.3.6.7.9.10の各街区の一部</td> <td>毎日 午前8時から 午後5時まで</td> <td>1,000円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	市場の名称	開設区域	開設日時	出店料の額 (間口 2m につき)		月額	臨時の出店者 (日額)	本町市場	本町通5番町, 6番町	毎日 午前8時から 午後5時まで	1,000円	100円	本町下市場	本町通12番町, 13番町	毎日 午前8時から 午後5時まで	1,000円	100円	山の下市場	山の下町2.3.6.7.9.10の各街区の一部	毎日 午前8時から 午後5時まで	1,000円	100円	<p>常置露店</p> <p>制度なし</p>
市場の名称	開設区域				開設日時	出店料の額 (間口 2m につき)																		
		月額	臨時の出店者 (日額)																					
本町市場	本町通5番町, 6番町	毎日 午前8時から 午後5時まで	1,000円	100円																				
本町下市場	本町通12番町, 13番町	毎日 午前8時から 午後5時まで	1,000円	100円																				
山の下市場	山の下町2.3.6.7.9.10の各街区の一部	毎日 午前8時から 午後5時まで	1,000円	100円																				

露店市場出店料(定期露店等)

調整方針案	新潟市	巻町																																																						
当分の間, 現行のとおりとする。	<p>定期露店</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市場の名称</th> <th rowspan="2">開設区域</th> <th rowspan="2">開設日時</th> <th colspan="2">出店料の額 (間口 2m につき)</th> </tr> <tr> <th>月額</th> <th>臨時の出店者 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松浜市場</td> <td>松浜本町4丁目の一部</td> <td>毎月2日, 7日, 12日, 17日, 22日, 27日 午前7時30分から午後2時30分まで</td> <td>間口1mにつき 日額 50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>大野町市場</td> <td>大野町 3649番地から3717番地まで(五区, 栄町, 仲町, 七区, 八区の各自治会の一部)</td> <td>毎月3日, 8日, 13日, 18日, 23日, 28日 午前6時から午後2時まで</td> <td>月額 間口1mにつき 260円</td> <td>日額 間口1mにつき 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>臨時露店</p> <p>間口が2mにつき1日 50円</p>	市場の名称	開設区域	開設日時	出店料の額 (間口 2m につき)		月額	臨時の出店者 (日額)	松浜市場	松浜本町4丁目の一部	毎月2日, 7日, 12日, 17日, 22日, 27日 午前7時30分から午後2時30分まで	間口1mにつき 日額 50円	100円	大野町市場	大野町 3649番地から3717番地まで(五区, 栄町, 仲町, 七区, 八区の各自治会の一部)	毎月3日, 8日, 13日, 18日, 23日, 28日 午前6時から午後2時まで	月額 間口1mにつき 260円	日額 間口1mにつき 100円	<p>露店市場出店料</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市場の名称</th> <th>開設区域</th> <th>開設日時</th> <th>間口</th> <th>出店料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">定期露店</td> <td rowspan="5">仲江通り(四ツ谷通りから高校通り迄約500m)</td> <td rowspan="5">毎月1.5.10.15.20.25日の各日及び12月30日。ただし, 1月1日及び祭の開催日は除く 午前8時から午後1時まで</td> <td>1.8m以内</td> <td>(月) 714</td> </tr> <tr> <td>2.7m以内</td> <td>(月) 1,071</td> </tr> <tr> <td>3.6m以内</td> <td>(月) 1,428</td> </tr> <tr> <td>4.5m以内</td> <td>(月) 1,785</td> </tr> <tr> <td>5.4m以内</td> <td>(月) 2,140</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市場の名称</th> <th>開設区域</th> <th>開設日時</th> <th>間口</th> <th>出店料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">移動露店</td> <td rowspan="5">臨時</td> <td rowspan="5">定期露店と同様とする</td> <td rowspan="5">定期露店日</td> <td>1.8m以内</td> <td>(日) 153</td> </tr> <tr> <td>2.7m以内</td> <td>(日) 224</td> </tr> <tr> <td>3.6m以内</td> <td>(日) 306</td> </tr> <tr> <td>4.5m以内</td> <td>(日) 378</td> </tr> <tr> <td>5.4m以内</td> <td>(日) 458</td> </tr> </tbody> </table>	市場の名称	開設区域	開設日時	間口	出店料	定期露店	仲江通り(四ツ谷通りから高校通り迄約500m)	毎月1.5.10.15.20.25日の各日及び12月30日。ただし, 1月1日及び祭の開催日は除く 午前8時から午後1時まで	1.8m以内	(月) 714	2.7m以内	(月) 1,071	3.6m以内	(月) 1,428	4.5m以内	(月) 1,785	5.4m以内	(月) 2,140	市場の名称	開設区域	開設日時	間口	出店料	移動露店	臨時	定期露店と同様とする	定期露店日	1.8m以内	(日) 153	2.7m以内	(日) 224	3.6m以内	(日) 306	4.5m以内	(日) 378	5.4m以内	(日) 458
市場の名称	開設区域				開設日時	出店料の額 (間口 2m につき)																																																		
		月額	臨時の出店者 (日額)																																																					
松浜市場	松浜本町4丁目の一部	毎月2日, 7日, 12日, 17日, 22日, 27日 午前7時30分から午後2時30分まで	間口1mにつき 日額 50円	100円																																																				
大野町市場	大野町 3649番地から3717番地まで(五区, 栄町, 仲町, 七区, 八区の各自治会の一部)	毎月3日, 8日, 13日, 18日, 23日, 28日 午前6時から午後2時まで	月額 間口1mにつき 260円	日額 間口1mにつき 100円																																																				
市場の名称	開設区域	開設日時	間口	出店料																																																				
定期露店	仲江通り(四ツ谷通りから高校通り迄約500m)	毎月1.5.10.15.20.25日の各日及び12月30日。ただし, 1月1日及び祭の開催日は除く 午前8時から午後1時まで	1.8m以内	(月) 714																																																				
			2.7m以内	(月) 1,071																																																				
			3.6m以内	(月) 1,428																																																				
			4.5m以内	(月) 1,785																																																				
			5.4m以内	(月) 2,140																																																				
市場の名称	開設区域	開設日時	間口	出店料																																																				
移動露店	臨時	定期露店と同様とする	定期露店日	1.8m以内	(日) 153																																																			
				2.7m以内	(日) 224																																																			
				3.6m以内	(日) 306																																																			
				4.5m以内	(日) 378																																																			
				5.4m以内	(日) 458																																																			

公民館使用料

調整方針案		新潟市	巻町																																																																																																																																																																																																																																	
当分の間、現行のとおりとする。		制度なし(公民館使用料は無料)	<p style="text-align: center;">公民館施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名等</th> <th colspan="8">料 金(単位:円)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">町 内</th> <th colspan="4">町 外</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">巻町公民館</td> <td>和室</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>2,100</td> <td>3,675</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>3,150</td> <td>5,512</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>525</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>787</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>3,937</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,575</td> <td>2,100</td> <td>2,625</td> <td>5,250</td> <td>2,362</td> <td>3,150</td> <td>3,937</td> <td>7,875</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>525</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>787</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>3,937</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>2,100</td> <td>4,200</td> <td>5,250</td> <td>10,500</td> <td>3,150</td> <td>6,300</td> <td>7,875</td> <td>15,750</td> </tr> <tr> <td>玄関ホール</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公民館 峰岡地区</td> <td>第1研修室(和室)</td> <td>525</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>787</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>3,937</td> </tr> <tr> <td>第2研修室(和室)</td> <td>525</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>787</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>3,937</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>525</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>3,150</td> <td>787</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>4,725</td> </tr> <tr> <td>講堂兼会議室</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>2,100</td> <td>4,410</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>3,150</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公民館 漆山地区</td> <td>第1研修室(和室)</td> <td>525</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>787</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>3,937</td> </tr> <tr> <td>第2研修室(和室)</td> <td>525</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>787</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>3,937</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>525</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>3,150</td> <td>787</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>4,725</td> </tr> <tr> <td>講堂兼会議室</td> <td>1,050</td> <td>1,575</td> <td>2,100</td> <td>4,200</td> <td>1,575</td> <td>2,362</td> <td>3,150</td> <td>6,300</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">公民館付属施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映写機</td> <td>1台</td> <td>1,050</td> <td>16ミリ</td> </tr> <tr> <td>オーバーヘッドプロジェクター</td> <td>1台</td> <td>315</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイク設備(移動用含む)</td> <td>1式</td> <td>315</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動用スクリーン</td> <td>1枚</td> <td>105</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示パネル</td> <td>1枚</td> <td>52</td> <td>足付</td> </tr> <tr> <td>VHSビデオテープレコーダー(モニターテレビ含む)</td> <td>1式</td> <td>525</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>1台</td> <td>2,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スライド映写機</td> <td>1台</td> <td>525</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CDラジオカセットテープレコーダー</td> <td>1台</td> <td>315</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VHSビデオプロジェクター</td> <td>1台</td> <td>525</td> <td></td> </tr> <tr> <td>液晶プロジェクター</td> <td>1台</td> <td>525</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水差し</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暗幕</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白布(布)</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白布(ビニール)</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								施設名等	料 金(単位:円)								町 内				町 外				午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	巻町公民館	和室	1,050	1,575	2,100	3,675	1,575	2,362	3,150	5,512	実習室	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937	研修室	1,575	2,100	2,625	5,250	2,362	3,150	3,937	7,875	視聴覚室	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937	小ホール	2,100	4,200	5,250	10,500	3,150	6,300	7,875	15,750	玄関ホール	0	0	0	0	0	0	0	0	公民館 峰岡地区	第1研修室(和室)	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937	第2研修室(和室)	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937	調理実習室	525	1,050	1,575	3,150	787	1,575	2,362	4,725	講堂兼会議室	1,050	1,575	2,100	4,410	1,575	2,362	3,150	6,300	公民館 漆山地区	第1研修室(和室)	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937	第2研修室(和室)	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937	調理実習室	525	1,050	1,575	3,150	787	1,575	2,362	4,725	講堂兼会議室	1,050	1,575	2,100	4,200	1,575	2,362	3,150	6,300	品 名	単位	使用料(円)	備考	映写機	1台	1,050	16ミリ	オーバーヘッドプロジェクター	1台	315		マイク設備(移動用含む)	1式	315		移動用スクリーン	1枚	105		展示パネル	1枚	52	足付	VHSビデオテープレコーダー(モニターテレビ含む)	1式	525		ピアノ	1台	2,100		スライド映写機	1台	525		CDラジオカセットテープレコーダー	1台	315		VHSビデオプロジェクター	1台	525		液晶プロジェクター	1台	525		水差し		0		暗幕		0		白布(布)		0		白布(ビニール)		0	
施設名等	料 金(単位:円)																																																																																																																																																																																																																																			
	町 内				町 外																																																																																																																																																																																																																															
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																																																																												
巻町公民館	和室	1,050	1,575	2,100	3,675	1,575	2,362	3,150	5,512																																																																																																																																																																																																																											
	実習室	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937																																																																																																																																																																																																																											
	研修室	1,575	2,100	2,625	5,250	2,362	3,150	3,937	7,875																																																																																																																																																																																																																											
	視聴覚室	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937																																																																																																																																																																																																																											
	小ホール	2,100	4,200	5,250	10,500	3,150	6,300	7,875	15,750																																																																																																																																																																																																																											
	玄関ホール	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																											
公民館 峰岡地区	第1研修室(和室)	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937																																																																																																																																																																																																																											
	第2研修室(和室)	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937																																																																																																																																																																																																																											
	調理実習室	525	1,050	1,575	3,150	787	1,575	2,362	4,725																																																																																																																																																																																																																											
	講堂兼会議室	1,050	1,575	2,100	4,410	1,575	2,362	3,150	6,300																																																																																																																																																																																																																											
公民館 漆山地区	第1研修室(和室)	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937																																																																																																																																																																																																																											
	第2研修室(和室)	525	1,050	1,575	2,625	787	1,575	2,362	3,937																																																																																																																																																																																																																											
	調理実習室	525	1,050	1,575	3,150	787	1,575	2,362	4,725																																																																																																																																																																																																																											
	講堂兼会議室	1,050	1,575	2,100	4,200	1,575	2,362	3,150	6,300																																																																																																																																																																																																																											
品 名	単位	使用料(円)	備考																																																																																																																																																																																																																																	
映写機	1台	1,050	16ミリ																																																																																																																																																																																																																																	
オーバーヘッドプロジェクター	1台	315																																																																																																																																																																																																																																		
マイク設備(移動用含む)	1式	315																																																																																																																																																																																																																																		
移動用スクリーン	1枚	105																																																																																																																																																																																																																																		
展示パネル	1枚	52	足付																																																																																																																																																																																																																																	
VHSビデオテープレコーダー(モニターテレビ含む)	1式	525																																																																																																																																																																																																																																		
ピアノ	1台	2,100																																																																																																																																																																																																																																		
スライド映写機	1台	525																																																																																																																																																																																																																																		
CDラジオカセットテープレコーダー	1台	315																																																																																																																																																																																																																																		
VHSビデオプロジェクター	1台	525																																																																																																																																																																																																																																		
液晶プロジェクター	1台	525																																																																																																																																																																																																																																		
水差し		0																																																																																																																																																																																																																																		
暗幕		0																																																																																																																																																																																																																																		
白布(布)		0																																																																																																																																																																																																																																		
白布(ビニール)		0																																																																																																																																																																																																																																		

体育館使用料(専用利用の場合)

調整方針案	新潟市	巻町																																																																																																							
<p>当分の間、現行のとおりとする。</p>	<p>大体育室使用料</p> <table border="1" data-bbox="1071 352 1878 957"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="4">新潟市鳥屋野総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">入場料の有無</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">使用料額(円)/1h</th> </tr> <tr> <th>照明なし</th> <th>照明利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">大体育室</td> <td rowspan="3">スポーツ等</td> <td rowspan="3">非営利</td> <td rowspan="3">主催者が徴収しない場合</td> <td>学校等</td> <td>1,750</td> <td>2,750</td> </tr> <tr> <td>競技団体 大学等</td> <td>2,450</td> <td>3,450</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">レクリエーション</td> <td rowspan="3">非営利</td> <td rowspan="3">主催者が徴収する場合</td> <td>学校等</td> <td>3,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>競技団体 大学等</td> <td>4,900</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営利</td> <td></td> <td>40,000</td> <td>41,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各種行事集会</td> <td rowspan="2">非営利</td> <td rowspan="2">主催者が徴収しない場合</td> <td></td> <td>14,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>主催者が徴収する場合</td> <td></td> <td>28,000</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営利</td> <td></td> <td>40,000</td> <td>41,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 大体育室については、利用面積が2分の1である場合の使用料の額は、表に規定する使用料の額の2分の1とする。</p> <p>柔剣道場使用料</p> <table border="1" data-bbox="1071 1213 1878 1629"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">新潟市鳥屋野総合体育館</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用者</th> <th>使用料(円)/1h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">柔剣道場</td> <td rowspan="3">スポーツ, 体育, レクリエーション等</td> <td>学校等</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>競技団体 大学等</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各種行事, 集会</td> <td>非営利</td> <td></td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>営利</td> <td></td> <td>5,400</td> </tr> </tbody> </table>	該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館				区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h		照明なし	照明利用	大体育室	スポーツ等	非営利	主催者が徴収しない場合	学校等	1,750	2,750	競技団体 大学等	2,450	3,450	その他	3,500	4,500	レクリエーション	非営利	主催者が徴収する場合	学校等	3,500	4,500	競技団体 大学等	4,900	5,900	その他	7,000	8,000		営利		40,000	41,000	各種行事集会	非営利	主催者が徴収しない場合		14,000	15,000	主催者が徴収する場合		28,000	29,000		営利		40,000	41,000	該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館		区分		利用者	使用料(円)/1h	柔剣道場	スポーツ, 体育, レクリエーション等	学校等	550	競技団体 大学等	770	その他	1,100	各種行事, 集会	非営利		3,300	営利		5,400	<p>体育館使用料</p> <table border="1" data-bbox="1961 352 2694 638"> <thead> <tr> <th>該当施設名</th> <th colspan="2">巻町営体育館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th>使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">フロアー・ギャラリー・ステージ</td> <td>町民・町内勤務者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>町外者</td> <td>貸出不可</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1961 785 2694 1071"> <thead> <tr> <th>該当施設名</th> <th colspan="2">巻町営漆山体育館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>利用者</th> <th>使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">フロアー</td> <td>町民・町内勤務者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>町外者</td> <td>貸出不可</td> </tr> </tbody> </table>	該当施設名	巻町営体育館		区分	利用者	使用料額(円)	フロアー・ギャラリー・ステージ	町民・町内勤務者	無料	町外者	貸出不可	該当施設名	巻町営漆山体育館		区分	利用者	使用料額(円)	フロアー	町民・町内勤務者	無料	町外者	貸出不可
該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館																																																																																																							
区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h																																																																																																						
			照明なし	照明利用																																																																																																					
大体育室	スポーツ等	非営利	主催者が徴収しない場合	学校等	1,750	2,750																																																																																																			
				競技団体 大学等	2,450	3,450																																																																																																			
				その他	3,500	4,500																																																																																																			
	レクリエーション	非営利	主催者が徴収する場合	学校等	3,500	4,500																																																																																																			
				競技団体 大学等	4,900	5,900																																																																																																			
				その他	7,000	8,000																																																																																																			
	営利		40,000	41,000																																																																																																					
各種行事集会	非営利	主催者が徴収しない場合		14,000	15,000																																																																																																				
			主催者が徴収する場合		28,000	29,000																																																																																																			
		営利		40,000	41,000																																																																																																				
該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館																																																																																																							
区分		利用者	使用料(円)/1h																																																																																																						
柔剣道場	スポーツ, 体育, レクリエーション等	学校等	550																																																																																																						
		競技団体 大学等	770																																																																																																						
		その他	1,100																																																																																																						
各種行事, 集会	非営利		3,300																																																																																																						
	営利		5,400																																																																																																						
該当施設名	巻町営体育館																																																																																																								
区分	利用者	使用料額(円)																																																																																																							
フロアー・ギャラリー・ステージ	町民・町内勤務者	無料																																																																																																							
	町外者	貸出不可																																																																																																							
該当施設名	巻町営漆山体育館																																																																																																								
区分	利用者	使用料額(円)																																																																																																							
フロアー	町民・町内勤務者	無料																																																																																																							
	町外者	貸出不可																																																																																																							

体育館使用料(個人利用の場合)

調整方針案	新潟市	巻町														
<p>当分の間、現行のとおりとする。</p>	<p>体育館使用料(個人利用の場合)</p> <table border="1" data-bbox="1110 260 1843 575"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">新潟市鳥屋野総合体育館</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用者</th> <th>使用料額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大体育室, 柔剣道場</td> <td>中学生以下</td> <td rowspan="2">1人1回 につき</td> <td>100 (回数券 11枚 1,000) (定期券3ヶ月 2,400)</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>250 (回数券 11枚 2,500) (定期券3ヶ月 6,000)</td> </tr> </tbody> </table>	該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館		区分		利用者	使用料額(円)	大体育室, 柔剣道場	中学生以下	1人1回 につき	100 (回数券 11枚 1,000) (定期券3ヶ月 2,400)	大人	250 (回数券 11枚 2,500) (定期券3ヶ月 6,000)	<p>制度なし</p>
該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館														
区分		利用者	使用料額(円)													
大体育室, 柔剣道場	中学生以下	1人1回 につき	100 (回数券 11枚 1,000) (定期券3ヶ月 2,400)													
	大人		250 (回数券 11枚 2,500) (定期券3ヶ月 6,000)													

体育館付属設備使用料

調整方針案	新潟市	巻町																																									
<p>当分の間、現行のとおりとする。</p>	<p>体育館 付属設備使用料</p> <table border="1" data-bbox="1080 1190 1857 1694"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当施設名</th> <th colspan="2">新潟市鳥屋野総合体育館</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">付属設備使用料(円)/1h</th> </tr> <tr> <th>冷暖房なし</th> <th colspan="2">暖房を利用する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">研修室兼会議室</td> <td>350</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電光得点版</td> <td colspan="2">1組 1時間につき 300</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放送設備</td> <td colspan="2">1式 1時間につき 600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特殊電源</td> <td colspan="2">1kwh 1時間につき 30</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">暖房</td> <td>アリーナ</td> <td></td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>観覧席</td> <td></td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>柔剣道場</td> <td></td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ロッカー</td> <td colspan="2">1回につき 20</td> </tr> </tbody> </table>	該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館		種類	付属設備使用料(円)/1h			冷暖房なし	暖房を利用する		研修室兼会議室		350	850	電光得点版		1組 1時間につき 300		放送設備		1式 1時間につき 600		特殊電源		1kwh 1時間につき 30		暖房	アリーナ		3,500	観覧席		2,000	柔剣道場		2,000	ロッカー		1回につき 20		<p>体育館 付属設備使用料 該当施設名 町営体育館・漆山体育館 町営の施設では、フロアー・ギャラリー・ステージのみ貸し出しで無料</p>
該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館																																									
種類	付属設備使用料(円)/1h																																										
	冷暖房なし	暖房を利用する																																									
研修室兼会議室		350	850																																								
電光得点版		1組 1時間につき 300																																									
放送設備		1式 1時間につき 600																																									
特殊電源		1kwh 1時間につき 30																																									
暖房	アリーナ		3,500																																								
	観覧席		2,000																																								
	柔剣道場		2,000																																								
ロッカー		1回につき 20																																									

野球場使用料

調整方針案		新潟市					巻町				
当分の間、現行のとおりとする。		野球場使用料					野球場使用料				
		該当施設名			新潟市中地区運動広場野球場		該当施設名			城山運動公園野球場	
		区分	利用者	利用区分	使用料(円)		区分	利用者	利用区分	使用料(円)	
					照明なし	照明利用				照明なし	照明利用
野球場	学校等	30分	450	2,200	野球場	町内学校	60分	525	(設備なし)		
	競技団体, 大学等	30分	630	2,380		町民・町内勤務者	60分	1,050	(設備なし)		
	その他	30分	900	2,650		町外	60分	2,100	(設備なし)		
		野球場使用料					野球場使用料				
該当施設名			城山運動公園サブ野球場		該当施設名			城山運動公園サブ野球場			
区分	利用者	利用区分	使用料(円)		区分	利用者	利用区分	使用料(円)			
			照明なし	照明利用				照明なし	照明利用		
野球場	町内学校		無料	(設備なし)	野球場	町内学校		無料	(設備なし)		
	町民・町内勤務者		無料	(設備なし)		町民・町内勤務者		無料	(設備なし)		
	町外		無料	(設備なし)		町外		無料	(設備なし)		
		野球場使用料					野球場使用料				
該当施設名			竹野町野球場		該当施設名			竹野町野球場			
区分	利用者	利用区分	使用料(円)		区分	利用者	利用区分	使用料(円)			
			照明なし	照明利用				照明なし	照明利用		
野球場	町内学校	60分	無料	1,575	野球場	町内学校	60分	無料	1,575		
	町民・町内勤務者	60分	無料	1,575		町民・町内勤務者	60分	無料	1,575		
	町外	60分	無料	3,150		町外	60分	無料	3,150		
		野球場使用料					野球場使用料				
該当施設名			漆山野球場		該当施設名			漆山野球場			
区分	利用者	利用区分	使用料(円)		区分	利用者	利用区分	使用料(円)			
			照明なし	照明利用				照明なし	照明利用		
野球場	町内学校	60分	無料	1,575	野球場	町内学校	60分	無料	1,575		
	町民・町内勤務者	60分	無料	1,575		町民・町内勤務者	60分	無料	1,575		
	町外	60分	無料	3,150		町外	60分	無料	3,150		

城山運動公園サブ野球場については、グラウンドが小さいため、少年野球か、ソフトボールのみの貸し出し

庭球場使用料

調整方針案		新潟市					巻町				
当分の間、現行のとおりとする。		庭球場使用料					庭球場使用料				
		該当施設名			新潟市西総合スポーツセンター 屋外庭球場		該当施設名			城山運動公園テニス場	
		区分	利用者	利用区分	使用料(円)/1面		区分	利用者	利用区分	使用料(円)/1面	
					照明なし	照明利用				照明なし	照明利用
庭球場	学校等	1時間	500	800	庭球場	町内学校	1時間	105	(設備なし)		
	競技団体, 大学等	1時間	700	1,000		町民・町内勤務者	1時間	210	(設備なし)		
	その他(個人含む)	1時間	1,000	1,300		町外	1時間	420	(設備なし)		

プール使用料

調整方針案		新潟市				巻町	
当分の間、現行のとおりとする。		プール使用料(専用利用の場合) (平成14年4月28日施行)				該当施設名 町営北プール 町内者は無料 町外者には貸出不可 (巻北小学校に隣接設置され、主に同校児童が使用)	
		該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館			
		区分	入場料の有無	利用者	使用料額(円)/1h		
		プール	主催者が徴収しない場合	学校等	6,000		
競技団体 大学等	8,400						
その他	12,000						
		プール使用料(個人利用の場合)					
		該当施設名		新潟市鳥屋野総合体育館			
		区分	利用者	使用料額(円)			
		プール	中学生以下	1人1回につき	170 (回数券 11枚 1,700) (定期券 3ヶ月 4,080)		
大人	450 (回数券 11枚 4,500) (定期券 3ヶ月10,800)						
		*未就学児は無料					

公共的団体等の取扱い

調整方針案	新潟市	巻町
<p>公共的団体等については、一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努める。</p> <p>新市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>なお、統合に時間を要する団体は、合併後、早期に統合するよう調整に努める。</p> <p>巻町独自の団体は、自主的な判断に委ねる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. (財)新潟市音楽芸能協会 1 - 2. 新潟市美術協会 1 - 3. 新潟市伝承芸能保存会 2. 新潟地区納税貯蓄組合連合会 3. 白山浦1丁目東連合町内会 外64連合会 4. 日本赤十字社新潟市地区 5. (福)新潟市社会福祉協議会 6. 新潟地区保護司会 7. (財)新潟市母子福祉連合会 8. 新潟市身体障害者福祉協会連合会 9. 新潟市手をつなぐ育成会 10. 新潟市連合遺族会 10 - 2. 黒埼地区遺族会 11. 新潟市老人クラブ連合会 12. (社)新潟市シルバー人材センター 13. (社)新潟市医師会 14. 新潟市食品衛生協会 14 - 2. 新潟市食品衛生指導員協議会 15. (社)新潟市歯科医師会 16. 新潟市精神障害者地域家族会 17. 新潟市食生活改善推進委員協議会 18. 新潟県調理師会新潟市支部 19. 新潟県栄養士会新潟市支部 20. 新潟商工会議所, 新潟西商工会, 酒屋町商工会, 赤塚商工会, 黒埼商工会 21. 新潟市農業協同組合, 新潟西農業協同組合, 越後中央農業協同組合 22. 亀田郷土地改良区, 西蒲原土地改良区, 木崎濁川土地改良区 23. (財)新潟南地区交通安全協会, 豊栄地区交通安全協会, 新潟中央交通安全協会, (財)東新潟交通安全協会, 新潟西交通安全協会 24. 新潟市交通安全母の会連合会 24 - 2. 黒埼地区交通安全母の会 25. (財)新潟県危険物安全協会新潟地区支会 26. 新潟市小中学校PTA連合会 27. 新潟市連合婦人会 28. 新潟市青少年育成協議会 29. (財)新潟市体育協会 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 越王(こしわ)太鼓保存会 2. 燕西蒲地区納税貯蓄組合連合会 3. 巻町連合区長会 4. 日本赤十字社西蒲原郡地区巻町分区 5. (福)巻町社会福祉協議会 6. 西蒲原地区保護司会巻分区(巻町・西川町) 7. 巻町太陽の会 8. 巻町身体障害者福祉協会 9. 巻町手をつなぐ親の会 10. 巻地区連合遺族会 11. 巻町老人クラブ連合会 12. (社)巻町シルバー人材センター 13. (社)西蒲原郡医師会(巻班) 14. 巻町食品衛生協会 15. (社)西蒲原歯科医師会 16. 巻町こだまの会 17. 巻町食生活改善推進委員協議会 18. 新潟県調理師会西蒲原郡巻支部 19. 新潟県栄養士会巻支部 20. 巻町商工会 21. 越後中央農業協同組合 22. 西蒲原土地改良区, 角田焼山土地改良区, 角田山ろく土地改良区 23. (財)巻地区交通安全協会 24. 巻交通安全母の会 25. (財)新潟県危険物安全協会燕・西蒲原地区支会 26. 巻町立学校PTA連絡協議会 27. 巻婦人会 28. 青少年育成巻町民会議 29. 巻町体育協会

各種団体への補助金・交付金の取扱い

調整方針案	新潟市	巻町
<p>巻町が、各種団体に交付している補助金等については、以下のとおり調整を図る。 新市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。統一までの当分の間は、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。 巻町独自の補助金については、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 該当なし 2. 該当なし 3. 該当なし 4. 防犯連合会補助金 5. (福)新潟市社会福祉協議会補助金 6. 黒埼地区身体障害者福祉協会補助金 7. 新潟市連合遺族会補助金 7 - 2. 黒埼地区遺族会補助金 8. (社)新潟市シルバー人材センター補助金 9. 老人クラブ連合会補助金 10. 精神障害者通所作業所補助金 10 - 2. 該当なし 10 - 3. 精神障害者地域家族会補助金 11. 中小企業指導事業費補助金 12. 新潟まつり開催補助金 12 - 2. 黒埼まつり開催補助金 13. (財)新潟観光コンベンション協会補助金 14. 該当なし 15. 新潟市農産振興協議会負担金 15 - 2. 黒埼地区農業振興協議会補助金 15 - 3. 新潟市ハウス園芸協会補助金 16. 該当なし 17. 該当なし 18. (財)新潟市体育協会補助金 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私立ひのまる幼稚園幼児教育奨励補助金 2. 東京えちご巻町会運営費補助金 3. 消費者行政推進事業補助金 4. 防犯協会負担金 5. (福)巻町社会福祉協議会補助金 6. 巻町身体障害者福祉協会補助金 7. 西蒲原郡連合遺族会補助金 8. (社)巻町シルバー人材センター補助金 9. 老人クラブ連合会補助金 10. 精神障害者通所作業所負担金 10 - 2. 精神障害者地域生活支援センター負担金 10 - 3. 精神障害者地域家族会補助金 11. 巻町商工会補助金 12. 巻夏まつり補助金 13. (財)新潟観光コンベンション協会負担金 13 - 2. 巻町観光協会補助金 14. 大地の恵みフェア補助金 15. 巻町農業振興協議会負担金 16. 土地改良事業促進事務協力補助金 17. 西蒲漁業協同組合運営費補助金 18. 巻町体育協会補助金

町字名の取扱い

調整方針案	巻町		巻町	
<p>巻町の町字名については、巻町の意向を尊重するが、町名の重複等が生じないように調整する。</p>	<p>西蒲原郡巻町大字赤縮 番地 " " 大字安尻 番地 " " 大字東町 番地</p> <p>" " 大字漆山 番地 " " 大字越前浜 番地 " " 大字大原新田 番地</p> <p>" " 大字柿島 番地 " " 大字角田浜 番地 " " 大字角海浜 番地 " " 大字潟頭 番地 " " 大字上木島 番地 " " 大字河井 番地 " " 大字五ヶ浜 番地 " " 大字栄町 番地</p> <p>" " 大字桜林 番地 " " 大字下木島 番地 " " 大字下和納 番地 " " 大字新保新田 番地 " " 大字竹野町 番地</p>	<p>新津市「東町 丁目」(ひがし) 白根市「東町 丁目」(あずま) 亀田町「東町 丁目」(あずま) 潟東村「東町 番地」(あずま) 横越町「東町 丁目」(ひがし)</p> <p>潟東村「大字大原 番地」 岩室村「大字原 番地」</p> <p>新潟市「栄町 丁目」 新潟市「新栄町」 新潟市「東栄町」 岩室村「大字栄 番地」 豊栄市「東栄町 丁目 番号」</p> <p>岩室村「大字和納 番地」 小須戸町「大字新保 番地」</p>	<p>西蒲原郡巻町大字稲島 番地 " " 大字中郷屋 番地 " " 大字並岡 番地 " " 大字仁箇 番地 " " 大字布目 番地 " " 大字葉萱場 番地</p> <p>" " 大字羽田 番地 " " 大字東汰上 番地 " " 大字平沢 番地 " " 大字福井 番地 " " 大字伏部 番地 " " 大字舟戸 番地 " " 大字堀山新田 番地 " " 大字前田 番地 " " 大字巻 番地</p> <p>" " 大字松郷屋 番地 " " 大字松野尾 番地 " " 大字松山新田 番地 " " 大字馬堀 番地 " " 大字峰岡 番地 " " 大字山島村新田 番地 " " 大字四ツ郷屋 番地</p> <p>" " 大字鷲ノ木 番地 " " 大字割前 番地</p>	<p>白根市「大字東萱場」 月潟村「大字西萱場 番地」</p> <p>西川町「大字西汰上 番地」</p> <p>小須戸町「大字舟戸 丁目 番号」 西川町「大字堀上新田 番地」</p> <p>中之口村「大字真木」 白根市「大字真木新田」</p> <p>新潟市「松山」</p> <p>亀田町「四ツ興野 丁目」(よつごや) 白根市「四ツ興野」(よつごうや) 新津市「大字四ツ興野」(よつごや) 白根市「大字鷲ノ木新田」</p>

慣行の取扱い

市町村民憲章

調整方針案	新潟市	巻町
<p>新潟市の制度に統一する。 ただし、巻町民憲章は、巻町の地域の憲章として継承していく。 また、合併後一定の段階で見直しを行う。</p>	<p>新潟市 市民憲章</p> <p style="text-align: center;">わたしたちのめざす新潟</p> <p>信濃、阿賀野のゆたかな川の流れて海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。日本海に沈む夕日が美しい。海のかなたの国ぐににむけて開かれたこの港まちは、流れのほとりの木のように、いよいよ育ち、栄えている。人びとは、昔から、力を合わせ、ねばり強く、この自由な開かれたまちを築いてきた。 さあ、わたしたちも、いま、たしかに一歩を踏み出そう。 わたしたちが望む新潟をめざして！</p> <p>ゆたかな海の幸と田畑のみどり。 新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。</p> <p>働くよこび、憩いの静けさ。 新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。</p> <p>すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。 新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。</p> <p>はぐくむ心が、いのちを育てる。 新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。</p> <p>海のむこうは、友となる国ぐに。 わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。</p> <p style="text-align: right;">(平成元年4月1日制定)</p>	<p>巻町民憲章</p> <p>私たちは、素晴らしい日本海と角田山、広い平野に抱かれ、育まれてきました。 人のくらしと豊かな自然とが調和するまち、そして、歴史と文化のかおるまち、巻町。 私たちは、この愛する郷土に誇りを持ち、力を合わせ、より豊かに、たくましく躍進するまちをつくるために、この憲章を定めます。</p> <p>1、健康やかで強い心と体をつくります。</p> <p>1、きまりを守り、明るく楽しいまちをつくります。</p> <p>1、自然を愛し、緑と花を育て、美しいまちをつくります。</p> <p>1、文化・スポーツに親しみ、活力のあるまちをつくります。</p> <p>1、生涯学ぶ喜びを持ち、夢と潤いのあるまちをつくります。</p> <p style="text-align: right;">(平成3年7月1日制定)</p>

各種宣言

調整方針案	新潟市	巻町
<p>新潟市の制度に統一する。 ただし、巻町の各種宣言は、巻町の地域の宣言として継承していく。</p>	<p>1 該当なし 2 スポーツと音楽都市宣言 (昭和43年10月10日)</p>	<p>1 巻町交通安全宣言 (昭和37年8月10日) 2 巻町スポーツ憲章 (昭和44年3月31日)</p>

市町村の木と花

調整方針案	新潟市	巻町
<p>合併後の市の木と花の制定にあたっては、合併記念の一環として、市民に公募し、決定する。 ただし、巻町の木、推奨の木及び推奨の花は、巻町の地域の木と花等として継承していく。</p>	<p>市の木 柳 市の花 チューリップ 市推奨の木と花 マツ、ケヤキ、ツツジ、ネムノキ、ハマナス、カエデ、サザンカ</p>	<p>町の木 横 町の推奨の木 山茶花、皐月、松 町の推奨の花 雪割草、コスモス</p>

消防出初式

調整方針案	新潟市	巻町
<p>新潟市の制度に統一する。 ただし、巻地域においても、必要に応じ出初式を実施する。</p>	<p>消防出初式</p> <p>新年を迎え、消防伝統の出初式を実施し、市民と消防機関による連携を促進し、あわせて消防関係者は使命達成の決意を新たにして、「安全都市にいがた」を目指すもの。</p> <p>1月第2日曜日(平成15年の実施日は1月12日)</p> <p>分列行進…… 西堀前通2番町から7番町 一斉放水…… 新潟港(万代橋下流の信濃川両岸等) 式典……… 市内ホテル</p>	<p>消防出初式</p> <p>新年を迎え、消防伝統の出初式を実施し、消防団員と消防署員による連携を促進し、併せて消防関係者は使命達成の決意を新たにして「災害のない巻町」を目指すもの。</p> <p>1月 正月三が日除く第1日曜日(17年の実施日は1月9日)</p> <p>分列行進…… 市街地(本町通～四ツ屋通～駅通～本町通) 一斉放水…… 一級河川「西川」(県立巻工業高等学校付近の左岸) 式典……… 巻町文化会館内 公民館</p>

成人式

調整方針案	新潟市	巻町
<p>新潟市の制度に統一する。 ただし、開催場所については、合併後調整する。 また、巻町の事情によっては、当分の間、現行のとおりとする。</p>	<p>新潟市成人式</p> <p>1 実施日 1月の第2月曜日(成人の日)</p> <p>2 実施場所 新潟市体育館</p> <p>3 主催 新潟市・新潟市教育委員会 成人の日のつどい実行委員会(平成15年度)</p> <p>4 対象者 実施年度の4月2日から翌年の4月1日までに20歳になる者 (15年度 6,265人)</p> <p>5 内容 ・式典 オープニング 市長・議長のお祝いの言葉 20歳の主張(新成人代表2～3名) ・茶席(式典の前後) ・アトラクション(パイプオルガンコンサート)</p> <p>6 記念品 生活百科事典「オトナの常識」</p> <p>7 案内方法 住民登録してある該当者に案内状(はがき)を郵送 (案内状の持参は不要であり、進学等で住民票のない者も参加可能)</p>	<p>巻町成人式</p> <p>1 実施時期 8月15日</p> <p>2 実施場所 巻町文化会館</p> <p>3 主催 巻町 成人式実行委員会</p> <p>4 対象者 実施年度の4月2日から実施年度の4月1日までに20歳になる者 (15年度 358人)</p> <p>5 内容 ・式典 始めの言葉 ---- 教育委員長 式 辞 ----- 町長 誓いの言葉 ----- 新成人代表 祝 辞 ----- 県議会議員、町議会議員 謝 辞 ----- 新成人代表 終わりの言葉 --- 教育長 ・アトラクション ビデオ上映(小・中学の思い出)</p> <p>6 記念品 文鎮</p> <p>7 案内方法 住民登録してある該当者に案内状(はがき)を郵送 (案内状の持参は不要であり、進学等で住民票のない者も参加可能)</p>